



つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第22号

つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市空家等対策の推進に関する条例（令和3年つくばみらい市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「管理に」の次に「努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう」を加える。

第5条第1項中「職員」の次に「又はその委任した者（以下「職員等」という。）」を加え、同条第2項及び第3項中「職員」を「職員等」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「第14条第11項」を「第22条第13項」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第14条」を「第22条」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（管理不全空家等に対する措置）

第6条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条の規定に基づき、指導又は勧告の措置を講ずることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。